

## (公社) 滋賀県理学療法士会 障がい者スポーツ支援部用具貸出に関する規程

(目的) 第1条 この規程は、障がい者スポーツ用具貸出事業として(公社)滋賀県理学療法士会(以下「当会」という)障がい者スポーツ支援部(以下「支援部」という)が所有する用具の貸出しに関する事項を規定する。

(貸出対象) 第2条 1 用具の貸出しを受けることができる対象は次のとおりとする。

(1) 当会会員 (2) その他、当会会員が所属する障がい者スポーツの普及振興に寄与すると認められる団体 (3) 当会会長が特別に認める個人・団体 2 前項(1)又は(2)に規定する個人・団体であっても、本会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、用具を貸し出さないものとする。(1) 貸し出された用具を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある個人・団体 (2) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関わりのある個人・団体

(貸出用具) 第3条 貸出用具は、支援部が管理する「ボッチャ、フライングディスク等」のスポーツ用品に限る。

ボッチャセット(ボール青・赤各6 ジャックボール1 審判用具、ケース)

フライングディスク(ディスク10枚、アキュラシーゴール1)

(貸出申請) 第4条 用具の貸出しを受けようとするもの(以下「借受人」という)は、「スポーツ用具借用申請書」(別紙)を支援部に提出しなければならない。2 前項の申請は、使用日の7日前までに行うこととする。

(交付) 第5条 1 障がい者スポーツ支援部長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その要否を決定する。2 支援部長および担当者は、前項の規定により、用具の貸出が必要と認めた場合は、借受人に用具を貸出しするものとする。

(貸出期間) 第6条 用具の貸出期間は、7日以内とする。ただし、支援部長が必要と認める場合は、10日を限度としてその期間を延長することができる。

(用具の返還) 第7条 借受人は、次の各号の一に該当する場合は、支援部長に用具を返還しなければならない。(1) 前条の貸出期間を満了した場合 (2) 用具の利用を中止する場合 (3) 用具を損傷した場合

(用具の紛失) 第8条 借受人は、用具を紛失した場合は、速やかに本会にその旨を連絡しなければならない。

(費用負担) 第9条 用具の貸出使用料は無料とする。梱包を含めた用具搬送にかかる費用は借受人が負担する。ただし、用具の貸出しを受けている間の当該用具の修繕等の維持管理に要する経費は、借受人が負担しなければならない。

2 借受人は、故意又は過失により当該用具を損傷又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(譲渡等の禁止) 第10条 借受人は、貸出しを受けた用具を他人に譲渡し、転貸し、交換したりしてはならない。

(事故責任) 第11条 用具の使用によって生じた事故等に関しては、本会は一切の責任を負わない。

(違反に対する措置) 第12条 この規程に違反した場合は、以後貸出しを停止する。

(委任) 第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は支援部長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は 令和4年6月1日から施行する

スポーツ用具借用申込書

年 月 日

(公社) 滋賀県理学療法士会  
会長 殿

【申込者】  
施設・団体・所属名

理学療法士会会員氏名・会員番号

担当者氏名 (会員以外の場合)

住 所 〒

電 話及びメールアドレス

下記の通り用具を借用したいので許可されるよう申込みいたします。

借用する用具 (借用用具にチェック)	( ) ボッチャボール・審判セット ( ) フライングディスク 10 枚セット ( ) フライングディスクアキュラシーゴール
借用及び返却日	年 月 日 ~ 年 月 日
借用目的	

注意事項

- 貸出状況を事前に E-mail 等でご確認の上、申込書をご提出ください。
- 申し込み、貸出および返却方法は、事前により下記にお問い合わせください。  
アキュラシーゴール以外は業者による宅配利用が可能です。
- 貸出および返却の日時が変更となる場合は、必ず事前にご連絡願います。

連絡先

(公社) 滋賀県理学療法士会 障がい者スポーツ支援部

ptshiga.parasports(あ)gmail.com

(あ)を@に修正して送信してください。